

ご遺族のための おくやみ ガイドブック

死亡届に伴う各種届出について

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな手続きが生じてくるかと存じます。

徳島市では、それらのうち、市役所でお手続きが必要な主なものについてガイドブックにおまとめしました。

どうぞご活用ください。



徳島市

目次

| | |
|--------------------|----|
| おくやみコーナーのご案内 | 1 |
| 市役所でのお手続きに必要な主な持ち物 | 2 |
| 市役所等での主な手続き | 4 |
| 国民健康保険の手続き | 4 |
| 後期高齢者医療保険の手続き | 5 |
| 年金関係の手続き | 6 |
| 介護保険の手続き | 7 |
| 高齢者福祉の手続き | 7 |
| 障害のある方の手続き | 8 |
| 税務関係の手続き | 10 |
| 子どもに関する手続き | 12 |
| 市営住宅の手続き | 14 |
| 上下水道の手続き | 15 |
| 農地・森林の手続き | 15 |
| 市役所以外で行う主な手続き | 16 |
| 遺品をごみとして処分される方へ | 17 |
| 証明書、戸籍謄本等を取得される方へ | 18 |
| 徳島市役所窓口案内 | 20 |
| 支所一覧 | 20 |

死亡に関する手続きについてよくある質問

Q:死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A:多くの場合、死亡届提出後、さまざまなお手続きが必要となり、亡くなられた方によって必要なお手続きが異なります。

おくやみガイドブックをご確認いただき、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

Q:年金関係の手続きは市役所で出来ますか？年金事務所に行く必要がありますか？

A:受給されていた年金の種類により、市役所で手続き出来る場合と、年金事務所でのお手続きとなる場合があります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。(P6 参照)

なお、市役所で取得する証明書(戸籍・住民票等)が必要になる場合があります。

Q:死亡の記載がある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A:死亡届を受理した日より交付可能になるまで日数を要します。詳しくは亡くなられた方の本籍地の役所にお問い合わせください。

Q:(亡くなった方の)マイナンバーカードはすぐに返納しないとイケませんか？

A:マイナンバーカードや通知カードを窓口に戻納された場合は、マイナンバーを確認することができなくなります。相続などの手続きにおいてマイナンバーカード等の提示を求められることがありますので、諸手続きが終わるまで保管しておいてください。

おくやみコーナーのご案内

◆おくやみコーナーを利用する場合

事前の予約が必要です。

◆おくやみコーナーを利用しない場合

直接各担当窓口でもお手続きできます。

その場合、予約は不要です。

おくやみコーナーでは、身近な方が亡くなられた後の市役所での主な手続きについて、少しでも不安や負担なく済ませていただけるようお手伝いいたします。
なお、利用することができるのは、本市に住民登録があった方のご遺族です。

<ご利用の流れ>

1 予 約 (事前予約制)

利用する場合は、お電話又は窓口(市民生活相談課)でご予約ください。

予約受付後、市役所内で必要となる手続きをお調べする時間をいただきますので、利用したい日の3日前(土日祝日、年末年始を除く)までにご予約ください。

※予約状況によりご利用日が1～2週間後になる場合があります。

おくやみコーナー予約ダイヤル ☎088-621-5039

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

予約時間 ①9:00～ ②10:30～ ③13:30～ ④15:00～

2 持ち物の確認

「おくやみガイドブック」をご確認いただき、手続きに必要な持ち物をご用意ください。

ご不明な点はガイドブックにある問い合わせ先にご確認ください。

3 予約当日

手続きに必要な持ち物をご持参いただき、予約日時にお越しください。

場所： 徳島市役所 1階 市民生活相談課内 相談室 (P20 参照)

■内容によっては全てのお手続きが一度で終わらない場合や、担当課の窓口にご案内する場合があります。

■ご予約後に担当課からご連絡させていただくことがあります。

■ご予約をいただいた場合、当日の手続きがスムーズに行えるよう、事前に手続きの有無を確認する必要があることから、「おくやみコーナー」で取扱う手続き(P2参照)の担当課に、当日「おくやみコーナー」に来られる方や亡くなられた方の個人情報をお伝えさせていただきますのでご了承ください。

「おくやみコーナー」で取扱う手続き

| 担当課名 | 手 続 き | 頁 |
|-------------------|---------------------------------------|--------|
| 保険年金課 | 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金に関すること | P4.5.6 |
| 高齢介護課 健康長寿課 | 介護保険に関すること、高齢者福祉に関すること | P7 |
| 障害福祉課 | 障害者手帳、医療費受給者証、特別障害者手当、障害福祉サービス等に関すること | P8.9 |
| 市民税課・資産税課 ・納税課 | 税に関すること | P10.11 |
| 子育て支援課 | 子ども医療、児童手当、児童扶養手当等に関すること | P12.13 |

市役所でのお手続きに必要な主な持ち物

(1) ご遺族の方のもの

※相続人代表者と喪主の方が異なる場合はそれぞれの方のものが必要です。

| | |
|--|--|
| | <p>手続きに来られる方の本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真付きのもの（1点で可） マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・写真付きのものがなければ次から2点 被保険者証(健康保険、介護保険)、年金手帳または基礎年金番号通知書など |
| | 印鑑（届出者 喪主 相続人代表者）*認め印（ゴム・スタンプ印を除く） |
| | 預貯金通帳等（届出者 喪主 相続人代表者） |
| | 葬祭費用の領収書または会葬礼状（喪主の氏名が記載されているもの） |

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言状によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言（検認済のもの）、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

(2) 亡くなられた方のもの

(「亡くなられた方のもの」が見つからない場合や紛失した場合はご相談ください。)

| | |
|--|---|
| | 国民健康保険被保険者証もしくは資格確認書 |
| | 後期高齢者医療被保険者証もしくは資格確認書 |
| | (お持ちの方) 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 |
| | 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証 |
| | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 |
| | 自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費受給者証または認定書、 障害福祉サービス受給者証等 |
| | 子ども医療費受給者証 |
| | その他、市役所から交付された証書類 |

※ここにあるもののほか、「おくやみガイドブック」をご確認いただき、該当する手続きに必要なものをご持参ください。

※お手続きによっては、**戸籍謄本(抄本)**が必要となる場合があります。戸籍謄本(抄本)の交付には日数を要しますので、詳しくは亡くなられた方の本籍地の役所にお問い合わせください。

※死亡届提出後に必要な手続きは、法令等によって手続きできる親族の範囲が異なります。亡くなった方と窓口に来られる方の続柄によっては、お手続きいただけないものもありますのでご了承ください。

国民健康保険の手続き

保険年金課 ⑨番 本館1階 ☎088-621-5157

* 葬祭費支給は ⑦番 ☎088-621-5159

資格喪失届・保険証及び各種認定証の返還

故人が国民健康保険に加入していた場合は、資格喪失届等の手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証もしくは資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証（発行されている場合） <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 亡くなられた日から14日以内 |

世帯主変更届（故人が世帯主の場合）

故人が国民健康保険の世帯主であった場合は、変更手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | 上記の他に次のものがが必要です。 <input type="checkbox"/> その世帯の加入者全員の国民健康保険被保険者証もしくは資格確認書 <input type="checkbox"/> その世帯の加入者全員の各種認定証（発行されている場合） |
| (2)期 限 | 亡くなられた日から14日以内 |

葬祭費の支給申請

故人が国民健康保険に加入していた場合は、喪主(葬祭を行った方)に葬祭費が支給されます。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 喪主の方の印鑑（ゴム・スタンプ印を除く） <input type="checkbox"/> 葬祭費の振込先口座がわかるもの（喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 喪主であることがわかるもの（会葬お礼のはがき、葬儀の領収書等） <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 葬祭を行った日の翌日から2年以内 |

※郵送での手続きが可能です。申請書はホームページからダウンロードができます。

保険証及び各種認定証の返還

故人の後期高齢者医療被保険者証・各種認定証等が発行されている場合は、返還してください。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証もしくは資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証（発行されている場合） <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 速やかに |

葬祭費の支給申請

故人が後期高齢者医療保険に加入していた場合は、喪主(葬祭を行った方)に葬祭費が支給されます。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 葬祭費の振込先口座がわかるもの（喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 喪主であることがわかるもの（会葬お礼のはがき、葬儀の領収書等） <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 葬祭を行った日の翌日から2年以内 |

高額療養費等の申立て申請

故人に振り込み前的高額療養費などがあり、支給できなくなった場合は、相続人代表者が申立て申請することができます。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の印鑑（ゴム・スタンプ印を除く） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込先口座がわかるもの（相続人代表者の方の預貯金通帳またはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ※故人と相続人の住民票の世帯が異なる場合、戸籍等が必要な場合があります。 |
| (2)期 限 | 診療月から2年以内 |

年金関係の手続き

保険年金課 ①番 本館1階 ☎088-621-5161・5162

故人が、

- (1) 障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・特別障害給付金を受給していた場合

受給権者死亡届・未支給年金請求の手続き

- (2) 国民年金に加入し、年金未請求であった場合

国民年金被保険者死亡届・遺族基礎年金請求・死亡一時金請求・寡婦年金請求の手続き

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) *手続き内容と必要書類は状況により異なるため、保険年金課にご確認ください。 ・保険年金課 ☎088-621-5161・5162 |
| (2)期 限 | 速やかに |
| (3)その他 | 手続きによっては、年金事務所をご案内することがあります。 |

※請求には一定の条件があります。

年金関係の手続き (市役所以外での手続きが必要となるもの)

故人が、老齢基礎年金・厚生年金・共済年金を受給していた場合や、厚生年金や共済年金に加入していた場合 受給権者死亡届・未支給年金請求・遺族厚生(共済)年金請求など

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | *手続き内容と必要書類は状況により異なるため、各年金事務所・各種共済組合窓口にご確認ください。 ・徳島北年金事務所 ☎088-655-0200 } 音声案内開始後、 ・徳島南年金事務所 ☎088-652-1511 } ①番の次に②番を選択 ・共済年金については、各種共済組合窓口にお問合せください。 |
| (2)期 限 | 速やかに |

※請求には一定の条件があります。

農業者年金の手続き

死亡関係届・未支給年金請求・死亡一時金請求

農業委員会事務局 本館3階 ☎088-621-5394

故人が農業者年金に加入、受給されていた場合、手続きが必要です。

お手続きは、次の書類等をお持ちのうえ亡くなられた方の住所地近くの農協支所でお願います。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座がわかるもの(預貯金通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者(届出者)との続柄を確認できる戸籍謄本等 |
| (2)期 限 | 亡くなられた日から10日以内 |

介護保険の手続き

故人が65歳以上の方、または40歳以上で介護認定を受けていた場合、下記の手続きが必要になります。

介護保険被保険者証等の返還・資格喪失届 高齢介護課 ⑰番 南館1階 ☎088-621-5582

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証（または資格者証） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の負担割合証（該当の方） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の負担限度額認定証（該当の方） <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 速やかに |

高額介護サービス費支給口座の変更 高齢介護課 ⑯番 南館1階 ☎088-621-5585

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | 上記の他に次のものがが必要です。 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座の通帳またはキャッシュカード ※故人と相続人の住民票の世帯が異なる場合、戸籍等が必要な場合があります。 |
| (2)期 限 | 速やかに |

高齢者福祉の手続き

緊急通報装置の返還 高齢介護課 ⑮番 南館1階 ☎088-621-5176

故人が緊急通報装置の貸与を受けていた場合、返還の手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 緊急通報装置（本体・ペンダント） *装置の取り外しができない場合は、高齢介護課での手続き後、業者が行う撤去作業の立会いが必要となります。 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 速やかに |

福祉電話の解約 高齢介護課 ⑮番 南館1階 ☎088-621-5176

故人が福祉電話(徳島市所有の電話加入権)の貸与を受けていた場合、解約の手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 速やかに |

徳島市バス無料乗車証の返還

高齢介護課 ⑮番 南館1階 ☎088-621-5176
故人が徳島市バス無料乗車証の交付を受けていた場合、返還の手続きをお願いします。

見守りあんしんシール辞退届

健康長寿課 ⑩番 南館2階 ☎088-621-5574
故人が見守りあんしんシールの利用登録をしていた場合、手続きをお願いします。

障害のある方の手続き①

障害福祉課 ⑫⑬⑭番 南館1階

☎088-621-5171・5177・5513

各種障害者手帳の返還

故人が次のいずれかの手帳を交付されていた場合、手帳を返還してください。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 速やかに |

自立支援医療受給者証の返還

故人が自立支援医療受給者証をお持ちの場合、受給者証を返還してください。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療（更生、育成、精神通院） 受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 速やかに |

重度心身障害者医療費受給者証又は認定書の返還

故人が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、受給者証等を返還してください。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証又は 認定書 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 亡くなられた日から14日以内 |

障害福祉サービス受給者証等の返還

故人のお名前が障害福祉サービス受給者証等に記載されていた場合、受給者証等を返還してください。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証等 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 亡くなられた日から14日以内 |

障害のある方の手続き②

障害福祉課 ⑫⑬⑭番 南館1階

☎088-621-5171・5177・5513

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当に関する届出

故人が上記手当のいずれかを受給していた場合、死亡届等の手続きが必要です。

未払い分がある場合は、亡くなられた方の相続人の方に支給されます。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 請求される方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) |
| (2)期 限 | 速やかに |

特別児童扶養手当に関する届出

故人が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡届等の手続きが必要です。

未払い分がある場合は、亡くなられた方の相続人の方に支給されます。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 請求される方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) |
| (2)期 限 | 速やかに |

※受給者を変更して引き続き特別児童扶養手当を支給するためには、新規申請が必要です。

新規申請の場合は、申請者等の本人確認ができる書類(マイナンバーカード等)や申請者と対象児童の関係を示す戸籍謄本、振込先となる申請者名義の預金通帳等が必要です。

詳細はお問い合わせください。

故人が特別児童扶養手当対象児童の場合、資格喪失届等の手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) |
| (2)期 限 | 速やかに |

税務関係の手続き ①

【市・県民税】相続人代表者の届出 市民税課 ⑳番 本館2階 ☎088-621-5063

市・県民税が課税されていた方が亡くなった場合は、相続人代表者を指定するなどの手続きが必要です。

| | |
|---------|--|
| (1) 持ち物 | <input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類 |
| (2) 期 限 | 亡くなられた日以降の早めの手続きをお願いします。 |

【軽自動車税】原付(125cc以下)・小型特殊自動車の名義変更または廃車

市民税課 ㉑番 本館2階 ☎088-621-5067

原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた方が亡くなった場合は、名義変更等の手続きが必要です。

| | |
|---------|--|
| (1) 持ち物 | <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 車体番号がわかるもの (登録受付書、車体番号の写真等) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証等) |
| (2) 期 限 | 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。 |

【固定資産税】相続人代表者の届出(現所有者指定申告) 資産税課 ㉒番 本館2階

☎088-621-5069・5070・5072・5073

固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有していた方が亡くなった場合は、現所有者の申告が必要です。

| | |
|---------|-------------------------------------|
| (1) 持ち物 | <input type="checkbox"/> 申告人の本人確認書類 |
| (2) 期 限 | 相続人(現所有者)であることを知った日の翌日から3カ月以内に |

【固定資産税】共有代表者の変更

資産税課 ㉒番 本館2階

☎088-621-5069・5070・5072・5073

共有名義の固定資産の代表者が亡くなった場合は、手続きが必要です。

| | |
|---------|-------------------------------------|
| (1) 持ち物 | <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 |
| (2) 期 限 | 代表者が亡くなった年の12月末日までに |

税務関係の手続き ②

【固定資産税】未登記家屋の名義変更

資産税課 ⑳番 本館2階

☎088-621-5069・5070・5072・5073

未登記家屋を所有していた方が亡くなった場合は、名義変更等の手続きが必要です。

| | |
|---------|---|
| (1) 持ち物 | ※登記をされていない家屋(未登記家屋)について所有者の変更を希望される方は、「固定資産の現所有者届出書」にて届出をしてください。 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 |
| (2) 期 限 | 所有者が亡くなった年の12月末日までに |

【固定資産税】納税管理人の変更・廃止

資産税課 ⑳番 本館2階

☎088-621-5069・5070・5072・5073

納税管理人になっていた方が亡くなった場合は、納税管理人の変更・廃止の手続きが必要です。

| | |
|---------|-------------------------------|
| (1) 持ち物 | <input type="checkbox"/> 特になし |
| (2) 期 限 | 納税管理人が亡くなった年の12月末日までに |

【納税(収納)】今後の納税に関する手続き・納付について

(口座振替の変更又は廃止等)

納税課 ㉓㉔番 本館2階

☎088-621-5077・5078・5079・5080

納税していただいていた方(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)が亡くなった場合は、今後の手続き・納付について手続きが必要です。

| | |
|---------|---|
| (1) 持ち物 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の納税通知書 【口座振替の変更をされる方】 <input type="checkbox"/> 変更する口座の通帳及び届出印 ※変更する金融機関に直接お申込みください。また、キャッシュカードがあれば納税課の窓口で手続きすることもできます。 【口座振替の取消をされる方】 <input type="checkbox"/> 取消しする口座の預貯金通帳 |
| (2) 期 限 | 速やかに |

【子ども医療費】受給者証の返還

子ども医療費助成対象となっていた子どもが亡くなった場合、届出が必要です。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証 |
| (2)期 限 | 速やかに |

【子ども医療費】受給資格者の変更

子ども医療受給資格者(保護者)が亡くなった場合、手続きが必要です。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証 |
| (2)期 限 | 速やかに |

【ひとり親家庭医療費】資格の変更

ひとり親家庭医療費受給資格者(保護者及び児童)が亡くなった場合、届出が必要です。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証 |
| (2)期 限 | 速やかに |

【児童手当】受給事由消滅・減額改定

支給対象となっていた児童が亡くなった場合、届出が必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
| (2)期 限 | 速やかに |

【児童手当】未支払手当請求・認定請求

児童手当を受給していた方が亡くなった場合、手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 支給対象となっている児童の預貯金通帳等 <input type="checkbox"/> 新しく受給者となる方の預貯金通帳等 |
| (2)期 限 | 死亡月の末日又は死亡日の翌日から15日以内に請求が必要。期限を過ぎると支給できない月が発生します。 |

子どもに関する手続き②

子育て支援課 本館3階 ☎088-621-5194・5564

【児童扶養手当】資格喪失・額改定届

支給対象となっていた児童が亡くなった場合、届出が必要です。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 |
| (2)期 限 | 速やかに |

【児童扶養手当】死亡届兼未支払手当請求・新規認定請求

児童扶養手当を受給していた方が亡くなった場合、手続きが必要です。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ※子育て支援課にお問い合わせください。 |
| (2)期 限 | 速やかに |

保育所(園)・認定こども園・幼稚園等に関する手続き

保育所(園)・認定こども園・子ども保育課 ふれあい健康館3階 ☎088-621-5193・5292
幼稚園 ・子ども保育課 または 各幼稚園

※ふれあい健康館 徳島市沖浜東2丁目16

【保育所(園)・認定こども園・幼稚園】退所手続き

上記施設を利用していた児童が亡くなった場合、届出が必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） |
|--------|--|

【保育所(園)・認定こども園・幼稚園】申込事項変更届など

上記施設を利用していた児童の保護者または世帯員の方が亡くなった場合、届出が必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 亡くなったことがわかる書類 |
|--------|--|

【施設等利用給付認定】申込事項変更届

施設等利用給付認定を受けていた児童及び保護者が亡くなった場合、届出が必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 亡くなったことがわかる書類 |
|--------|--|

市営住宅入居承継承認申請

市営住宅の入居名義人が亡くなり、同居親族が引き続き市営住宅に入居を希望される場合に手続きが必要です。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | <p>* 市営住宅入居承継承認申請書による名義変更の手続きが必要となります。</p> <p>* 入居承継を承認する条件及び手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。</p> |
| (2)期 限 | 速やかに |

市営住宅退去届・退去検査

市営住宅の入居名義人が亡くなり、市営住宅を退去される場合に手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <p>* 退去の際は、家財等の撤去・清掃等原状回復を行った上で、退去検査を受ける必要があります。</p> <p>* 手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。</p> |
| (2)期 限 | 速やかに |

市営住宅同居者異動届

市営住宅の入居する同居親族が亡くなられた場合、手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | <p>* 同居親族が亡くなられたことに伴い、家賃が変動する可能性があります。</p> <p>* 手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。</p> |
| (2)期 限 | 速やかに |

相続した不動産が空き家になるとき

持ち家にお住まいの方がお亡くなりになり、不動産を相続された場合、法務局での手続きが必要です。(令和6年4月から義務化されました。)相続した不動産の維持管理が適切に行われないと建物の倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観阻害等のさまざまな問題を招き、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがあります。活用する予定のない空き家は、売却や利活用についてもご検討ください。空き家に関する全般的な相談は住宅課まで。その他の相談は下記までお願いします。

* 登記の手続きをしたい → 徳島地方法務局 ☎088-622-4171

* 空き家を売却したときの税の特別控除について知りたい → 住宅課 ☎088-621-5288

* 維持管理をお願いしたい → (公社)徳島市シルバー人材センター ☎088-653-6262

上下水道の手続き

上下水道局お客さまセンター

☎088-623-1187

徳島市南前川町5丁目1-4(令和5年10月10日移転)

使用名義の変更・支払方法の変更

故人が水道の使用名義人であり、同居親族が引き続き水道使用を希望される場合

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | 【口座振替の手続きをされる方】 □新たに申込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印 |
| (2)期 限 | 速やかに ※お電話にてお問い合わせください。 |

閉栓

水道の使用名義人が亡くなり、引き続き水道を使用しない場合は、手続きが必要です。

| | |
|--------|-------------------------|
| (1)持ち物 | *手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。 |
| (2)期 限 | 速やかに ※お電話にてお問い合わせください。 |

給水装置所有者の変更

給水装置所有者が亡くなり、当該土地を相続または取得された方は、手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | □登記完了後の公図・謄本等 *手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。 |
| (2)期 限 | 速やかに ※お電話にてお問い合わせください。 |

下水道使用人数の変更

下水道に接続しており、地下水（井戸）等を使用している世帯の方は、手続きが必要です。

| | |
|--------|-------------------------|
| (1)持ち物 | *手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。 |
| (2)期 限 | 速やかに ※お電話にてお問い合わせください。 |

受益者の変更・納付管理人の変更

下水道受益者負担金及び分担金を納付中または猶予中の方は、手続きが必要です。

| | |
|--------|-------------------------|
| (1)持ち物 | *手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。 |
| (2)期 限 | 速やかに ※お電話にてお問い合わせください。 |

森林の手続き

農林水産課 本館3階 ☎088-621-5245

故人から森林を相続された場合、手続きが必要です。

| | |
|--------|---|
| (1)持ち物 | □森林の土地の位置を示す地図 □森林の土地の登記事項証明書、その他の届出の原因を証明する書面 (森林法第10条の7の2第1項の規定による届出) |
| (2)期 限 | 所有者となった日から90日以内 |

農地の手続き

農業委員会事務局 本館3階 ☎088-621-5393

故人から農地を相続された場合、手続きが必要です。

| | |
|--------|--|
| (1)持ち物 | □相続登記済の登記事項証明書または登記識別情報の写し (農地法第3条の3の規定による届出) |
| (2)期 限 | 相続を知った時からおおむね10か月以内 |

市役所以外で行う主な手続き(該当する方)

| 主な手続き | 問い合わせ先 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 老齢基礎年金や厚生(共済)年金受給権者の死亡届・未支給年金請求・遺族年金(共済)年金請求など | 徳島北年金事務所 ☎ 088-655-0200 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511 各種共済年金組合窓口 |
| <input type="checkbox"/> 運転免許証の返納 | 運転免許センター ☎ 088-699-0110(代表) 県下各警察署 |
| <input type="checkbox"/> 在留カードの返納 | 高松出入国在留管理局 ☎087-822-5851 高松出入国在留管理局 小松島港出張所 ☎ 088-532-1530 |
| <input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認の申述 | 徳島家庭裁判所 ☎ 088-603-0140 |
| <input type="checkbox"/> 遺言書の検認・開封 | 徳島家庭裁判所 ☎ 088-603-0140 |
| <input type="checkbox"/> 相続税・所得税の申告など | 徳島税務署 ☎ 088-622-4131(代表) |
| <input type="checkbox"/> 県営住宅の届け出 | 徳島県住宅供給公社 ☎ 088-666-3123 |
| <input type="checkbox"/> 法定相続情報証明制度の申し出 | 徳島地方法務局 ☎ 088-622-4683 |
| <input type="checkbox"/> 土地、家屋等の名義変更(相続登記) | 徳島地方法務局 ☎ 088-622-4683 |
| <input type="checkbox"/> 自動車、軽二輪車(125ccを超え250cc以下)、小型二輪車(250ccを超える)の名義変更など | 徳島運輸支局 ☎ 050-5540-2074 |
| <input type="checkbox"/> 軽自動車の名義変更など | 徳島県軽自動車協会 ☎ 088-641-2010 |
| <input type="checkbox"/> 農業者年金加入者、受給者の手続き | 徳島市農業協同組合(最寄りのJA各支所) |
| <input type="checkbox"/> 生命保険等の保険金の請求など | 生命保険会社 |
| <input type="checkbox"/> 簡易保険の保険金の請求など | 郵便局 |
| <input type="checkbox"/> 火災保険、自動車保険の名義変更など | 損害保険会社 |
| <input type="checkbox"/> 預貯金口座の解約・払い戻しなど | 金融機関 |
| <input type="checkbox"/> 株式等の名義変更など | 証券会社等 |
| <input type="checkbox"/> 公共料金等の名義変更・解約など | NHK、電力会社、ガス会社、固定電話、携帯電話等 |

遺品をごみとして処分される方へ

「家庭ごみ収集日程表」をご覧ください、正しく分別して処分してください。

一度に多量の遺品をごみとして処分する場合は、①許可業者に収集を依頼するか、②事前に環境政策課へ相談してから、処理施設に持ち込んでください。古紙類を処分する場合は、③古紙業者に相談してください。資源物を処分する場合は、エコステーションも利用できません。持ち込める資源物については、事前にホームページをご確認ください。

持込時間等は、各処理施設や業者に確認してください。

遺品整理業者や不用品回収業者などの無許可業者に収集の依頼はできません。

① 許可業者一覧（50音順）

| 業者名 | 電話 | 業者名 | 電話 |
|-------------------|---------------|----------------|--------------|
| アットワンス(株) | 088-631-4652 | (株)毎日クリーン | 088-652-3695 |
| (株)三幸クリーンサービスセンター | 088-625-8488 | (有)みどり清掃 | 088-632-9288 |
| 太陽清掃 | 088-664-1628 | (株)宮田クリーン | 088-631-3877 |
| (有)堤商店 | 080-0200-1841 | (有)山岡清掃社 | 088-632-3049 |
| (有)南海クリーン | 088-668-0044 | (株)ヤングクリーン | 0120-56-4008 |
| 林クリーン・サービス(株) | 088-663-8842 | ワコウクリーンサービス(株) | 0120-18-0909 |

② 処理施設一覧

※ご遺族の方でもお断りする場合がありますので事前に環境政策課までお問い合わせください。

| 区分 | 処理施設名 | 所在地 | 電話 |
|--|-----------------------|--------|--------------|
| 分別頑張ったんやけど、燃や すしかないごみ (古紙類を除く) | 東部環境事業所 施設課 | 論田町元開 | 088-662-0941 |
| | 西部環境事業所 施設課 | 国府町北岩延 | 088-642-8402 |
| 燃やせないごみ、粗大ごみ、 缶・びん・ペットボトル、 プラマーク | (株)三紅 | 飯谷町高良 | 088-645-2198 |
| | (株)三幸クリーンサービス センター | 丈六町山根 | 088-645-1966 |

※処理手数料

| 単位 | 処理手数料の額 |
|--------------|--|
| 100 kgまで | 1,220 円 |
| 100 kgを超える場合 | 1,220 円に 100 kgを超える部分につき 10 kgまでを増すごとに 122 円を加算して得た額 |

③ 古紙業者一覧（50音順）

| 業者名 | 電話 |
|------------|--------------|
| 新平和製紙(有) | 088-631-5613 |
| (有)中野商店 | 088-622-2666 |
| ナルト紙料(株) | 088-632-0390 |
| (株)フジゲン | 088-664-6666 |
| (株)ヤングクリーン | 0120-56-4008 |

※業者によっては布類の引き取りも可能

ご不明なことがありましたら、環境政策課（☎088-621-5217, 5202）までご連絡ください。

証明書、戸籍謄本等を取得される方へ

住民票の写し・住民票(除票)の写し

| 必要なもの・手数料 | 留意事項 | 担当課・窓口 |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証など) 1通350円 | <ul style="list-style-type: none"> ●相続の手続きにおいて、亡くなられた方の死亡年月日が載った住民票(除票)の写しや相続人の方の住民票が必要となることがあります。 ●住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、個人番号(マイナンバー)などの記載が必要かどうか、提出先にご確認の上ご請求ください。 ●亡くなられた方の住民票に個人番号(マイナンバー)は記載できません。 | 住民課 本館1階①番 ☎ 088-621-5140 各支所 ※支所の所在地・電話番号は、20・21ページの支所一覧をご覧ください。 |

戸籍謄抄本

| 必要なもの・手数料 | 留意事項 | 担当課・窓口 |
|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証など) 戸籍全部(個人)事項証明書 1通450円 除籍全部(個人)事項証明書 1通750円 改製原戸籍、除籍謄抄本 1通750円 | <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍の証明書は、必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市町村の窓口でまとめて請求できます。ただし、徳島市以外に本籍のある方の請求の範囲や請求できる方の範囲は限定されていますので、詳しくは法務省ホームページをご覧ください。 ●死亡届を提出されてから、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。お急ぎの場合は個別にご相談ください。 ※他市に死亡届の内容を確認したり、他市から本籍地である徳島市に死亡届が郵送される場合など、お時間がかかることがあります。 ●亡くなられた方の配偶者、直系尊属(両親・祖父母)または卑属(子・孫)以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。(目的によって不要な場合もあります。)なお、戸籍の広域交付は、委任状による代理請求はできませんのでご注意ください。 ●個別に遺言書をお持ちである場合、または生命保険等の受取人に指定されている場合など、遺言書や生命保険証書など相続関係を確認できるものの提示を求めることがあります。 ●どのような戸籍が必要かは、提出先にご確認の上、請求してください。 (例) 亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍 亡くなられた方の18歳から死亡までの一連の戸籍(女性であれば16歳) 亡くなられた方の結婚から死亡までの一連の戸籍 亡くなられた方の死亡年月日の載っている戸籍 亡くなられた方と相続人の関係が分かる改製原戸籍 相続人の現在の戸籍(全部事項証明書) など | 住民課 本館1階①番 ☎ 088-621-5140 各支所 ※支所の所在地・電話番号は、20・21ページの支所一覧をご覧ください。 |

※戸籍は1通で生涯をすべて表しているものではなく、昔の戸籍は戸主(現在の筆頭者)が代わる度に、また法改正の度に新たに戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。

戸籍の附票

| 必要なもの・手数料 | 留意事項 | 担当課・窓口 |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証など) 1通350円 | <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で記録していく住所履歴です。 ●附票の請求は、本籍のある市町村役場で請求してください。 請求の際は、誰のどの住所からどの住所までの記載が必要か示してください。 ※長年変えていない土地等の登記情報や、先代名義の車の登録抹消手続きなど、昔の住所を記載した附票が必要になる場合があります。 | 住民課 本館1階 ① 番 ☎ 088-621-5140 各支所 ※ 支所の所在地・電話番号は、20・21ページの支所一覧をご覧ください。 |

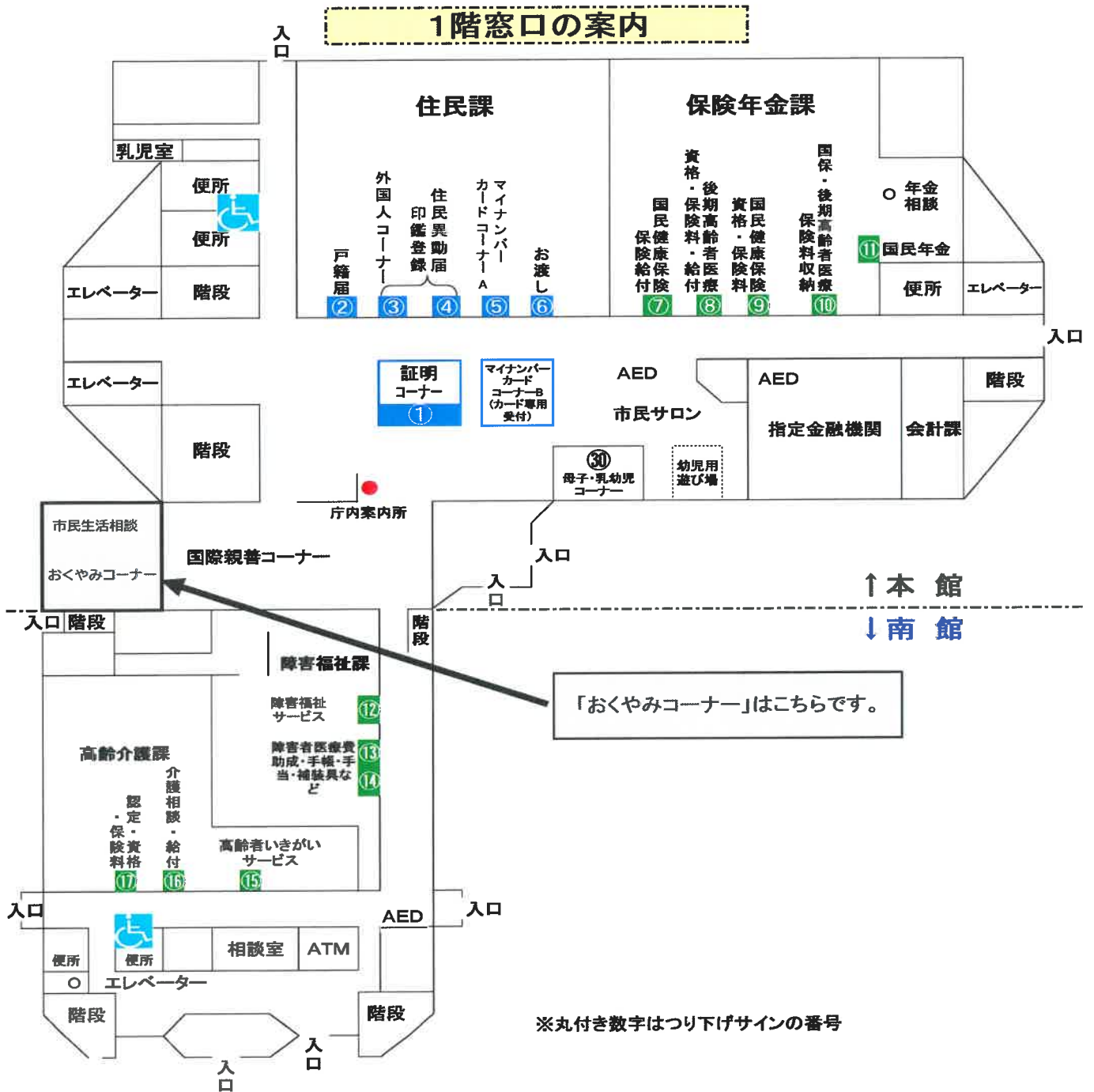
死亡届情報内容証明書

| 必要なもの・手数料 | 留意事項 | 担当課・窓口 |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証など) 1通350円 <input type="checkbox"/> 提出先を確認するための資料(簡易保険証書・年金証書など) | <ul style="list-style-type: none"> ●死亡届提出前に葬儀社がコピーしてくれるものとは異なります。 ●公的年金(厚生年金、共済年金など)にかかる遺族年金請求など死亡届情報内容証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません。 ●外国籍の方の死亡届情報内容証明書については、死亡届を提出した市町村役場へ請求してください。 ●日本国籍の方の死亡届情報内容証明書は、用途が限定されるため、請求前に、死亡届を提出した市町村役場、または亡くなられた方の本籍地の市町村役場にお問い合わせください。 | 住民課 本館1階 ① 番 ☎ 088-621-5140 各支所 ※ 支所の所在地・電話番号は、20・21ページの支所一覧をご覧ください。 |

印鑑登録証明書

| 必要なもの・手数料 | 留意事項 | 担当課・窓口 |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 またはとくしま市民カード 1通350円 【新規登録・再登録の場合】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証など) | 【亡くなられた方】 <ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。 【相続人の方など】 <ul style="list-style-type: none"> ●相続手続きでは、相続人の印鑑登録証明書が必要なケースが多いです。 ●実印を登録している方は、印鑑登録証(とくしま市民カード)を窓口へ提出していただくか、もしくはマイナンバーカードをお持ちの方で有効な電子証明がある場合は、コンビニのマルチコピー機にて発行することができます。 ●印鑑登録証(とくしま市民カード)があれば、委任とみなしますので、代理人でも委任状なしに印鑑登録証明書の取得が可能です。 ●徳島市で実印を登録していない方は、官公署発行の写真付きの本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)、登録したい印鑑をお持ちいただくと、即日登録ができます。(ご本人登録の場合に限る) ※官公署発行の写真付きの本人確認書類がない場合や、ご本人が登録に来られるのが難しい場合など、個別にご相談ください。 | 住民課 本館1階 ① 番 ☎ 088-621-5140 各支所 ※登録については 住民課 本館1階 ③ 番 ☎ 088-621-5134 各支所 ※ 支所の所在地・電話番号は、20・21ページの支所一覧をご覧ください。 |

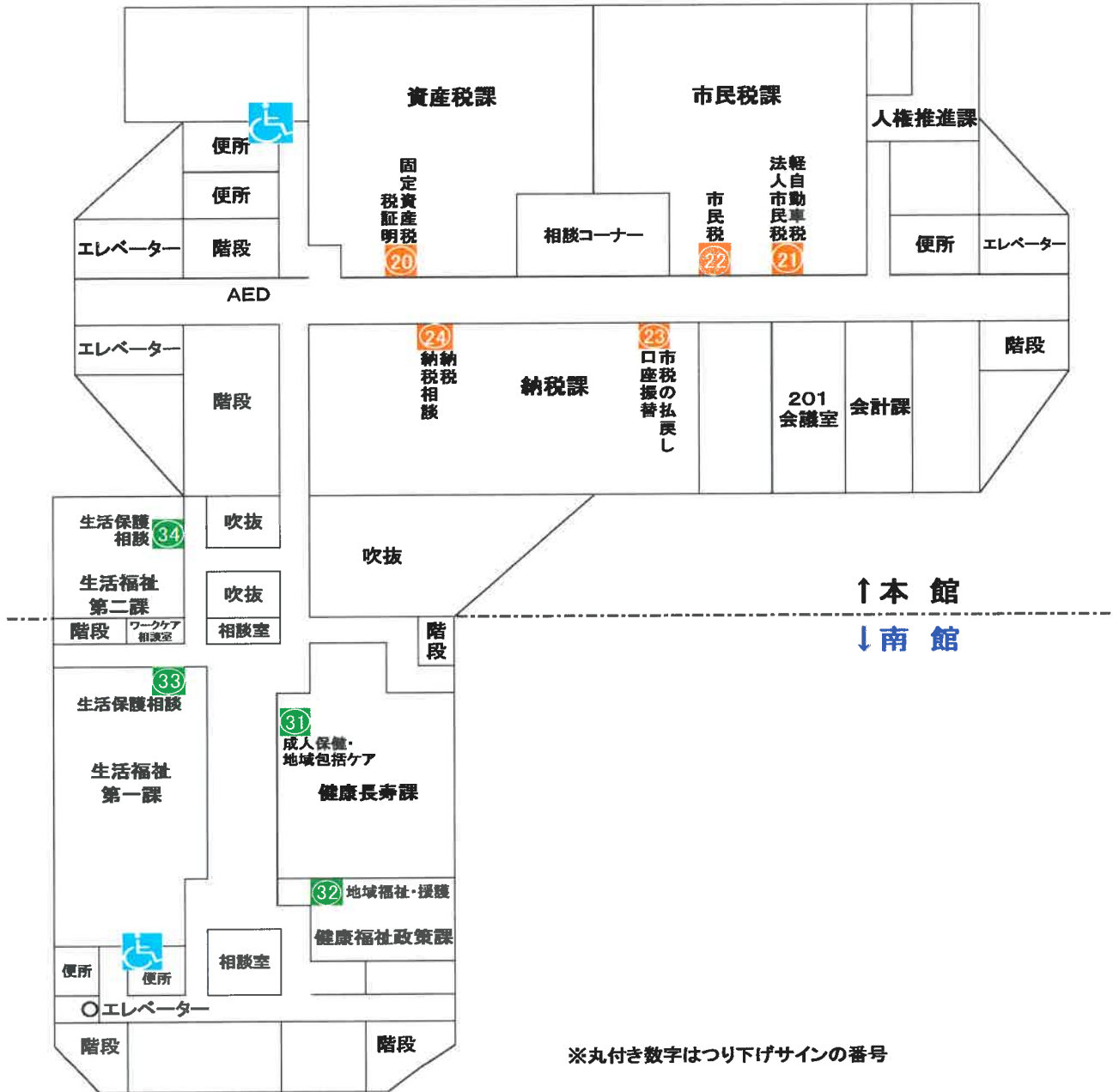
徳島市役所窓口案内



支所一覧

| 支所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|--------------|--------------|
| 沖洲支所 | 北沖洲三丁目4番7号 | 088-664-0031 |
| 津田支所 | 津田町四丁目5番55号 | 088-662-0552 |
| 加茂名支所 | 庄町5丁目48番地の5 | 088-631-2697 |
| 加茂支所 | 北田宮四丁目6番60号 | 088-632-1011 |
| 八万支所 | 八万町内浜80番地の14 | 088-668-8190 |
| 勝占支所 | 勝占町中須76番地の2 | 088-669-0914 |
| 多家良支所 | 多家良町小路地10番地 | 088-645-0001 |

2階窓口の案内



支 所 一 覧

| 支 所 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----------|-----------------|-------------------------|
| 不 動 支 所 | 不動本町2丁目178番地の1 | 0 8 8 - 6 3 1 - 0 6 2 1 |
| 入 田 支 所 | 入田町春日121番地の1 | 0 8 8 - 6 4 4 - 0 0 3 4 |
| 上 八 万 支 所 | 下町本丁42番地 | 0 8 8 - 6 4 4 - 0 0 0 1 |
| 川 内 支 所 | 川内町沖島260番地 | 0 8 8 - 6 6 5 - 0 2 1 4 |
| 応 神 支 所 | 応神町吉成字西吉成91番地の5 | 0 8 8 - 6 4 1 - 1 0 0 1 |
| 国 府 支 所 | 国府町府中59番地の4 | 0 8 8 - 6 4 2 - 1 4 0 1 |
| 北 井 上 支 所 | 国府町西黒田字南傍示271番地 | 0 8 8 - 6 4 2 - 1 0 0 1 |



詳細については、記載の担当課・窓口まで
お問い合わせください。

令和7年4月発行

徳島市市民生活相談課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL 088-621-5039 FAX 088-621-5128